

議 長 休憩を解いて再開をいたします。 (15時10分)

日程第6「議案第16号平成31年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第16号平成31年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算。平成31年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,590万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

平成31年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願います。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明をさせていただきます。328ページをお開きください。事項別明細書により説明をいたします。

歳入です。款1事業収入、項、目とも給水収入です。本年度1,773万2,000円で、家庭用691件分と事業所26件分の水道使用料1,763万2,000円と、滞納繰越分10万円を計上してございます。対前年比11万8,000円の減額、0.7%の微減という形になってございます。

款2分担金及び負担金、項、目ともに負担金でございます。本年度113万9,000円の加入負担金と、一般会計から消火栓75基分の維持管理負担金を計上してございます。

款3使用料及び手数料、項、目ともに手数料でございます。本年度1万8,000円で、給水装置工事審査手数料、検査手数料としての3件分と給水装置の休止・開始手数料24件分を計上してございます。

款4繰入金、項、目とも一般会計繰入金でございます。本年度1,691万5,000

円の計上でございます。平成7年度からの公債費23件分の元利償還金の一部と管理的経費の一部に繰入金を計上してございます。

款5繰越金、項、目とも繰越金でございます。前年度繰越金として500万円を計上してございます。

諸収入、項、目とも雑収入は1,000円でございます。

款7、項町債費、目簡易水道事業債でございます。歳入で御説明いたしますが、寄簡易水道更新工事の工事請負費の90%分を借り入れる予定になっております。

1枚おめくりください。歳出でございます。款1事業費、項、目とも管理費でございます。本年度3,377万円で、前年度比188万8,000円の減額でございます。

目1管理費では、施設の管理に要する経費を計上してございます。説明欄をごらんください。まず管理的経費でございます。主なものとしまして、節7賃金といたしまして、水道施設の定期管理を行う2名分の賃金195万7,000円を計上してございます。節11需用費では、光熱水費で水源の取水・送水ポンプなどの電気料を、漏水対応の補修として修繕料を、また、滅菌用の医薬材料費などを計上しており、計899万円を計上してございます。節13委託料320万6,000円でございます。ここでは水道使用料検針業務委託料、量水器取りかえ委託、配水池清掃委託など、施設管理の委託料、毎月実施しております水質検査委託料などを計上してございます。節18備品購入費では、事業用備品として量水器17器分、11万3,000円を計上してございます。節28繰出金でございます。水道料金の徴収などの事務手数料として、上水道事業会計へ129万2,000円の繰出金を計上してございます。

款1、項1、目1管理費、2、投資的事業、節、工事請負費1,686万円でございます。寄簡易水道施設更新工事として寄地区における送水ポンプの更新工事を予定しております。

款2公債費、項1公債費、目1元金でございます。本年度1,330万4,000円で、平成7年度から28年度分に起債をしました17件分の長期債元金の償還でございます。

目2利子でございます。本年度363万6,000円で、平成7年度からの23件分の

長期債利子と償還金と一時借入金の利子でございます。

次に、款、項、目、予備費ですが、519万5,000円を計上させていただいてございます。以上でございます。

334ページ以降に投資的事業の概要、地方債の現在高の見込みに関する調書、31年度公債費元利償還金の23件分の内訳が記載されておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 井 上 1点ですね、お伺いをしたいと思います。331ページの役務費の中にですね、コンビニエンスストア収納代行業務手数料というのがあります。これはですね、31年度から一般会計を初めですね、コンビニ収納ということで、新しい収納のほうの部分に係る手数料の予算化だと思います。その収納代行の内容についてですね、31年度からは消費税が8%から10%にふえるということもありまして、国のほうではキャッシュレス決済というものに対する切りかえを促進をしようというふうにされております。一般会計のほうでちょっと聞けばよかったですけれども、それを含めましてですね、寄簡易水道事業会計の中のこのコンビニストア収納というのは、その分少額なので、そういったキャッシュレス決済にもですね、対応するようなコンビニエンスでのですね、収納代行ができるのか。それともですね、やはりそういった公金については現金決済だけなのか、その辺をあわせてお伺いをしたいと思います。

税 務 課 長 コンビニエンスストア全体のお話でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。今のところキャッシュレス決済については対応してございませんが、一応1件当たり58円程度、それプラス消費税を考えております。4月から9月までは8%、それ以降は10%の消費税を手数料としてコンビニ収納代行業者に支払うものでございます。以上です。

3 番 井 上 消費税のほうは10月からですね、10%になるということですが、10月以降になってもやはり現金決済のみということで、今年度は…あ、31年度はですね、コンビニ収納のほうはいくということでしょうか。

税 務 課 長 そのとおりでございます。

3 番 井 上 了解をしました。国のほうもですね、やはり…あ、今現在もコンビニのほうでの支払いのほうはですね、キャッシュレス決済というのもできるようなコンビニが多いというふうに思っております。また、今後ともですね、そういったキャッシュレス決済の対応ができるかどうかを含めてですね、検討をして図られていくことを要望して終わりいたします。ありがとうございました。

議 長 ほかに。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。議案第16号平成31年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。